

報告第7号

令和8年度一般財団法人宇治市福祉サービス公社事業計画並びに予算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和8年度一般財団法人宇治市福祉サービス公社事業計画並びに予算について別紙のとおり報告する。

令和8年6月16日提出

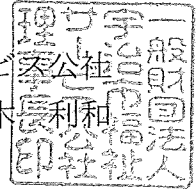
宇治市長 松村 淳子



8一財宇福公第4号
令和8年4月1日

宇治市長 松村 淳子 様

一般財団法人宇治市福祉サービス公社
理事長 栢木 利和



2026年度（令和8年度）一般財団法人宇治市福祉サービス公社
事業計画書及び収支予算書の提出について

上記のことについて、一般財団法人宇治市福祉サービス公社の理事会において別添の通り承認されましたので報告いたします。

議案第 25 号「一般財団法人宇治市福祉サービス公社 2026 年度（令和 8 年度）事業計画書」について

一般財団法人宇治市福祉サービス公社 2026 年度（令和 8 年度）事業計画書を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日 提出・可決

一般財団法人宇治市福祉サービス公社
理事長 栢 木 利 和

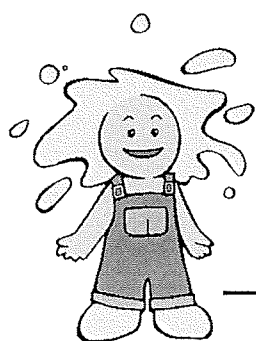
Towards the 30th anniversary

2026

事業計画書

令和8年度

「設立30周年に向けて新たな時代への歩みを進める」



利用者とともに 市民とともに
～利用者本位のあたたかいサービスの提供～

一般財団法人宇治市福祉サービス公社

目次

はじめに	1
I 中期経営戦略計画(更新計画)	2
II 2026年(令和8年)度 重点項目	4
III 理事会・評議員会の開催	6
IV 事業実施体制	7
V 各種委員会活動	8
VI 事業内容	9
VII 職員体制	14
VIII 人材育成及び研修計画	15
IX 年間スケジュール	16

はじめに

設立 30 周年に向けて、新たな歩みを進めるための 1 年に

理事長 栢木利和

2025 年(令和 7 年)度は、2023 年(令和 5 年)度、2024 年(令和 6 年)度と、2 期連続で黒字基調を継続できたことにより、懸案であった職員の基本給の引き上げを図るとともに、更なる事業収支の安定化に向けて取り組んできましたが、介護保険 3 事業(訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業)並びに障害者総合支援法による事業等の収益事業が前年度の収入実績を下回る結果となりました。

その理由としては、介護保険 3 事業において、夫々に人員体制上の問題、中・重度利用者の減少等が理由として挙げられますが、中でも特に深刻な課題となっているのが、介護を担う人材確保が年々困難となってきていることでもあります。

そのような中、一昨年 7 月に発足した「宇治市高齢福祉事業者等協議会」において、公社が事務局的役割を担いながら、関係法人との定期的な意見交換を重ねており、課題となっている福祉人材の発掘や育成等について、宇治市と共に各法人が団結して取り組むことにより、今後その対策の具現化が講じられていくことに期待をしております。

また、市民の皆様からも、宇治市委託事業や地域密着型事業等の各種事業を通じて、公社に寄せられる信頼や更なる期待の声もあり、公社設立理念に則った活動は確実に地域に根差しています。

こうした状況を踏まえて、昨年度の成果や実績を糧に、2025 年(令和 7 年)度に見直しを図った中期経営戦略計画のもと、設立 30 周年の節目に向けて一層の安定経営に向けての体質改善を図り、継続する課題や新たな課題に対して、役職員が更に一丸となって取り組んでいくことが求められております。

まさに 2026 年(令和 8 年)度は、これまでの公社の歩みを振り返るとともに、公社の理念や役割を再確認し、今後の 10 年、20 年先を視野に入れた公社の在り方を検討する 1 年にしていきたいと考えています。

そして、働く職員の意欲向上や人材確保に向けては、国の介護報酬改定が 1 年前倒しとなる等の制度改正も行われることから、これらの制度を積極的に活用し、基本給のベースアップ等の処遇改善を図るとともに、就労環境改善にも引き続き取り組んでいきます。

今年度の事業計画書より、各方面からのご指導、ご助言を踏まえて、公社の理念に則り、中期経営戦略計画(更新計画)をはじめ、人材育成計画、研修計画も盛り込む形で体裁を整えておりますので、公社がこの 1 年間、どのような方針に基づいて事業運営を行うのか、本事業計画書に記載されている内容を十分に理解して頂き、市民の皆様から更なる信頼を得られる事業を各部門で精力的に取り組んで頂きますようお願いいたします。

I 中期経営戦略計画(更新計画)の重点施策

(実施期間 2026年(令和8年)4月1日から2028年(令和10年)3月31日)

1. 「公社の特徴を踏まえた中期的な経営ビジョンについて」

今日まで公社は設立の趣旨を踏まえ、在宅保健・福祉サービス推進の市のパートナーとして、その役割を果たしてきたところである。設立30周年に向けて、今後5年先を見通す中で、改めて公社が果たすべき役割、存在意義等について再確認し、以下の中期的な経営ビジョンを掲げて法人運営を進めていくこととする。

(1) 公社は、市が設立した行政の公共性と民間の効率性を兼ね備えた法人であり、また定着性・専門性が高い経験豊富な人材を多数抱えており、市内在宅保健・福祉サービスの先駆的な法人でもあることから、他法人の範となる老舗としての誇りと伝統を生かした経営を今後も追求していく必要がある。

とりわけ、指定管理を受け地域福祉センターで行っている3事業所の事業運営は、今後も指定管理を受け続けなければ事業自体が成り立たなくなる。そのためには、今まで以上に地域福祉センター設置の趣旨を踏まえ、地域への発信力を高め、より地域と密着した事業運営や関係団体との協働を更に深め信頼性を高めていく。

(2) 介護保険事業等の収益事業は、公社の基幹事業であり公的な役割を果たしていく上では欠くことのできない重要な事業である。しかし、将来に亘り制度改定ごとに変わる報酬単価や、運営基準等への対応、介護人材不足という大きな不安を抱えているので、事業の統合や再編等の見直しを行い、効率的な組織体制を構築するとともに、事業の業態見直しについても検討する。

また、要支援を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業等、民間事業者が撤退してきている事業等の分野においては、収益部分では厳しいものがあるが、公社の使命として取り組んでいく。

更に、利用者サービスの向上に向けて、職員の専門性の研鑽を深め、信頼される職員を育成していくため、公社人材育成計画に基づき職員研修等を引き続き実施していく。

(3) 市から受託している事業は、引き続き市のパートナーとしての公的役割を果たすため受託をしていく必要があるが、いずれの事業も管理費を含めると支出超過となっており、しかも超過額も増加傾向で介護保険事業の収益では賄いきれなくなっている。

そのため、市に対して改めて公社の役割として受託が必要な事業の位置づけ、それを果たすための財源見直しの確保等、受託の原則を確認しながら受託料の積算方法や仕様の見直し等による受託料の増額に向けて、今後も引き続き協議を続けていく。

2. 「計画期間中(2023年度~2027年度)における重点施策について」

各事業の中期経営戦略計画の中で、下記の4項目については、重点施策として2023年度中に結論を出し、課題整理をしながら2024年度以降早期に事業開始を目指して準備を進めるとしていたが結論にまで至っていない事項もある。このことから重点施策として見直し、修正等をはかる。

*今年度の重点項目を参照

3. 計画期間 5 カ年間の達成すべき数値目標

計画の客観的な達成状況を確認するため、4項目の達成すべき数値目標を設定するが、単年度の特殊事情による収益、費用については考慮して経年比較をする。

(1) 財務目標

・2027年度末の正味財産額については、計画期間中の残り3カ年度において、各年度1千万円の上積みを目標とし、当初予定の1億3千万円以上から上方修正して、1億7千万円以上にするを目途とする。

(2) 経営指標の改善目標

・人件費比率については原則80%未満を目途とする。
・介護保険事業等の労働生産性については、2020年度の数値を目途とする。

4. 中期経営戦略計画中間期における新たな課題への対応

(1) 中宇治事業所(旧中消防署)の施設老朽化への対応と本部機能をはじめとする中宇治事業所所管業務の取扱いについて

施設の老朽化に伴う様々な課題がある中で、宇治市の次期中期計画におけるアセットマネジメント推進計画に大きく左右されるが、本部機能や、中宇治事業所で所管している各種事業の取り扱い等について、公社としての考え方を整理し、併せて庁舎の方向性を検討する。

(2) 次世代の管理・監督者育成について

管理職、係長職の年齢構成を踏まえて、今後の管理・監督者(候補者)の育成方法について検討する。

(3) 給与体系の見直しについて

最低賃金の上昇と併せて、職員の本俸(年齢給、職能給)の在り方について見直しが必要な時期が来ているため、(4)の課題と併せて検討する。

(4) 事業の継続化と中期経営戦略計画後の公社の在り方検討について

今後の制度改正や社会情勢等を見定めながら、公社4本柱の事業について、選択と集中により事業の統合や廃止、あるいは新たな業態への参入等、公社事業の継続化を図るため、公社事業毎に事業継続化に向けた課題の洗い出しを行い、今後の公社事業の在り方について検討する。

Ⅱ 2026年(令和8年)度 重点項目

1. 宇治市及び宇治市社会福祉協議会との協働パートナーとして地域福祉の推進に寄与し、公社の存在価値を高める取り組み

- (1) 設立理念を踏まえて「利用者本位のあたたかいサービスの提供」を実行する。
- (2) 指定管理を受けている地域福祉センターを活動拠点として、地域住民から信頼される存在として引き続き関係団体との協働による地域密着型事業の取り組みを行う。
- (3) 宇治市の協働パートナーとして宇治市担当課との定例協議を継続し、宇治市の介護保険等の施策に対して専門セクターとして各種提案、提言を行い、宇治市と共に取り組む。
- (4) 宇治市高齢福祉事業者等協議会の事務局としての役割を果たし、介護福祉業界の共通課題に対し関係法人等との連携により取り組む。

2. 介護保険事業等の収益事業の安定化を図る取り組み

- (1) 法令遵守に則りつつ、利用者ニーズに的確に応えていけるよう柔軟な発想でサービス提供を行う。
- (2) 安定経営と処遇改善を両立するために、安定した収入を得られるよう、事業毎に達成すべき数値目標を設定する。
- (3) 公社人材育成計画に則り、公社で働く職員が各々の専門性を遺憾なく発揮し、自信を持って業務にあたるよう、社内教育・研修に取り組む。
新人育成については引き続きメンタルヘルス対策も含めて万全を期する取り組みを行う。

3. 中期経営戦略計画更新計画に基づく取り組み

- (1) 障害者サービスの事業拡充及び、訪問介護サービスの人材確保について
障害者サービスの事業拡充に向けて、事業安定化を図るために引き続き障害福祉分野の事業拡充についての検討を進める。
人材確保は厳しい状況が続いているが、とりわけ確保が困難であるホームヘルパーやサービス提供責任者を中心に、マンパワー養成、確保、育成について協議、検討を行う。
- (2) 居宅介護支援事業所の拠点集約化について
2025年(令和7年)度に示した拠点集約化に添って西小倉事業所ケアマネジメント係を広野事業所ケアマネジメント係に統合し、安定した事業運営を図る。
今後の拠点集約化についても引き続き状況を見極めながら検討する。
- (3) 効率的で実効性のある組織の再編について
限られた人員で効率的で実効性のある組織構築は重要且つ急務である。事業の統合や事務部門の再編等、それぞれの事業で優先して進めていく必要がある。
とりわけ事務部門については、事務局総務係と事業所事務、ヘルプ事務の事務全体の業務見直しを行い効率的な事務の遂行に努める。また、公社全体の業務で費用対効果も検証しながらICTの導入やアウトソーシング等について検討し、業務効率化と生産性向上を図っていく。

(4) 多様な働き方と定年後の再雇用について

人材確保については更に困難を極める状況が予想されることから、65歳定年を迎える職員の継続雇用に向けた制度化や、職員のライフコースに応じて柔軟な働きが可能となるような勤務形態や条件の見直し、更に職員の兼業・副業についても具体的な検討を行う。

(5) 中期経営戦略計画中間期における新たな課題への対応

- ① 中宇治事業所(旧中消防署)の施設老朽化への対応と、本部機能や中宇治事業所で所管している各種事業の取り扱い等について、公社としての考え方を整理し、併せて庁舎の方向性を宇治市と共に検討する。
- ② 次世代の管理・監督者育成について、管理職、係長職の年齢構成を踏まえて、今後の管理・監督者(候補者)の育成にあたる。
- ③ 給与体系の見直しについて、最低賃金の上昇と併せて、職員の本俸(年齢給、職能給)の在り方について、介護報酬改定などの動きも見定めながら検討する。
- ④ 中期経営戦略計画後の事業継続化と公社の在り方検討について、今後の制度改正や社会情勢等を見定めながら、公社4本柱の事業について、選択と集中により事業の統合や廃止、あるいは新たな業態への参入等、公社事業の継続化を図るため、公社事業毎に事業継続化に向けた課題の洗い出しを行い、今後の公社事業の在り方について必要な調査研究を行う。

4. 生産性向上と働きやすい職場環境づくりの更なる取り組み

- (1) 「生産性向上委員会(旧働きやすい職場環境づくり委員会)」を新たに編成し、現場目線を重視した業務内容や手順の見直しを図り、ICT機器、システム導入に向けた検討を行う。
- (2) 職員間の円滑なコミュニケーションを図れるよう、「ES向上委員会」活動の充実や、職員の人権意識の高揚を目的とした研修の開催等に取り組む。
- (3) 職員一人ひとりが尊重され、相互理解に基づいたハラスメントに類するような行為、態度のない職場環境づくりに引き続き取り組む。

5. 事業の継続化と中期経営戦略計画後の公社の在り方検討について

設立30周年の節目を迎える今年度は、今後の制度改正や社会情勢等を見定めながら、公社4本柱の事業について、選択と集中により事業の統合や廃止、あるいは新たな業態への参入等、公社事業の継続化を図るため、公社事業毎に事業継続化に向けた課題の洗い出しを行い、今後の公社事業の在り方について検討するために、「公社の在り方検討のための調査研究事業」を実施する。

Ⅲ 理事会・評議員会の開催

理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度で開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は3ヵ月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

また、定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内で開催することとする。

理事会

開催月	主 な 件 名
5月	2025年度(令和7年度)事業報告について 2025年度(令和7年度)決算報告について
8月	2026年度(令和8年度)第1四半期までの事業進捗状況について 2026年度(令和8年度)第1四半期までの事業収支実績について
11月	2026年度(令和8年度)第2四半期までの事業進捗状況について 2026年度(令和8年度)第2四半期までの事業収支実績について
1月	2026年度(令和8年度)第3四半期までの事業進捗状況について 2026年度(令和8年度)第3四半期までの事業収支実績について
3月	2027年度(令和9年度)事業計画について 2027年度(令和9年度)収支予算について

*開催ごとに事前に三役会を開催する。

*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

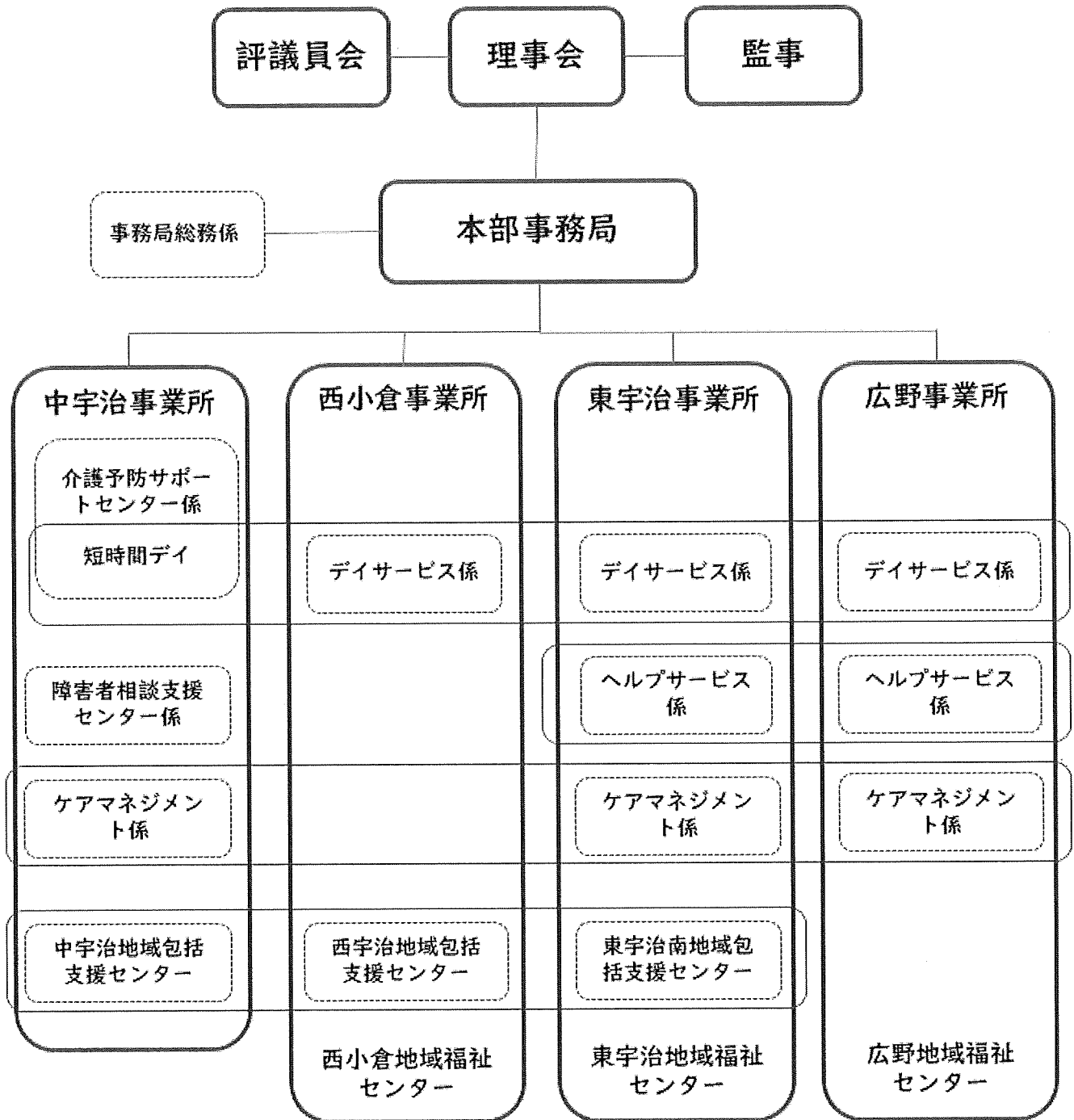
評議員会

開催月	主 な 件 名
6月	2025年度(令和7年度)事業報告について 2025年度(令和7年度)決算報告について
3月	2027年度(令和9年度)事業計画について 2027年度(令和9年度)収支予算について

*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

IV 事業実施体制

(1) 2026年(令和8年)度 組織体制図



V 各種委員会活動

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会を設置し、引き続き各種の課題についての検討、実態把握、提案等に取り組む。

【委員会の名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会 ※事業所ごとに実施

- ・地域密着型事業の企画、提案、実施に関する事。

◆CS向上委員会 *CS :Customer Satisfaction(利用者満足)の略

- ・公社サービス利用者(顧客)の満足度を高めるための調査、各種提案、見直しに関する事。
- ・サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、サービス向上の様々な提案、企画に関する事。
- ・事故、苦情、サンクスレポート及びヒヤリハット報告の取りまとめ、分析、周知に関する事。
- ・カスタマーハラスメント対策マニュアルに関する事。

◆広報委員会

- ・情報誌「ぼっぼ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ、SNS等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関する事。
- ・公社事業の魅力発信に関する事。

◆ES向上委員会 *ES:Employee Satisfaction(職員満足)の略

- ・職員の満足度を高めるための働きやすい職場環境づくりと、そのために必要な職員相互理解、社内親睦企画、社内報の作成等に関する事。
- ・職員満足度調査に関する事。
- ・各種ハラスメントの防止等、職員間の人権意識向上に関する事。

◆生産性向上委員会

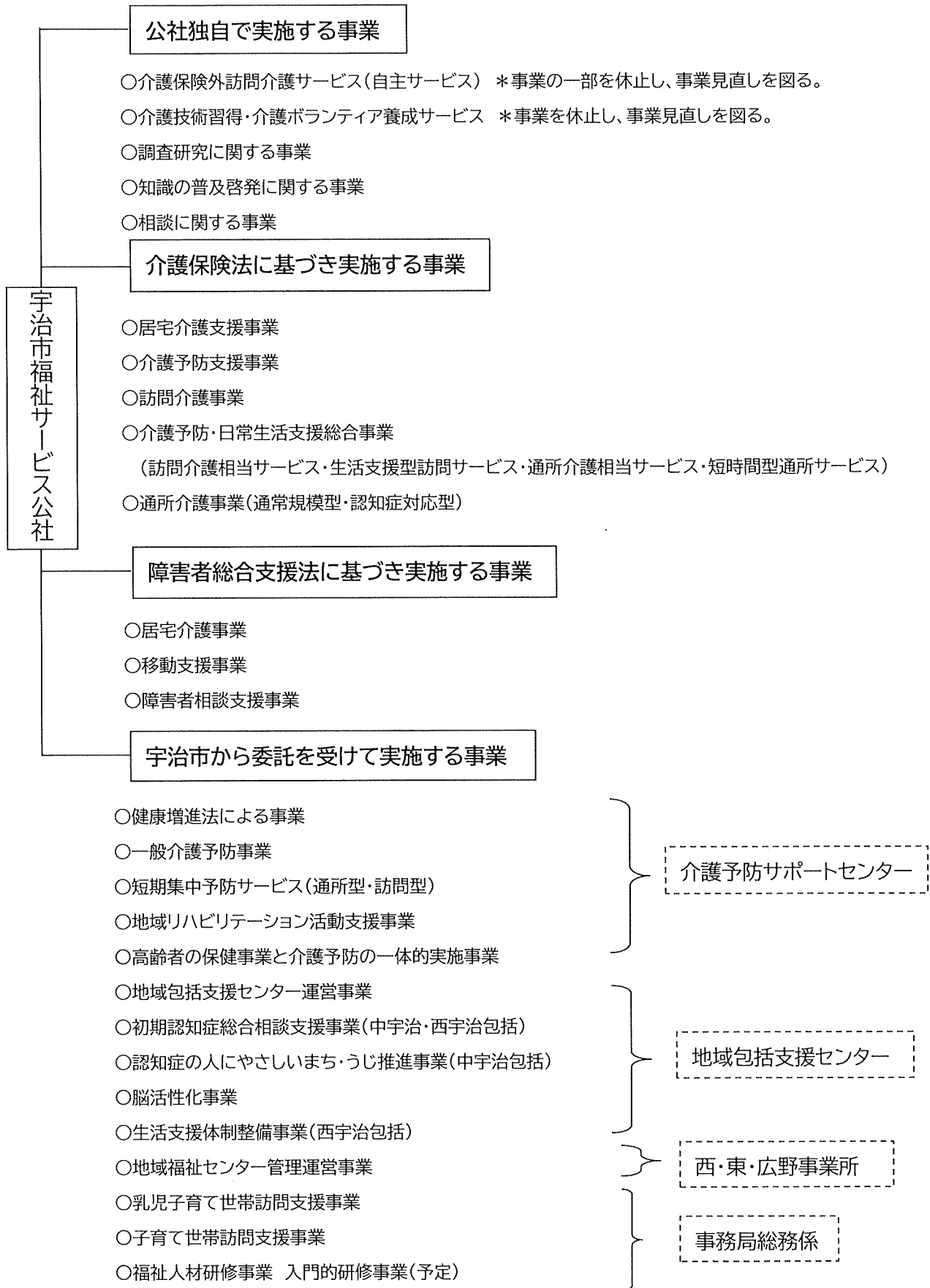
- ・各現場における業務負担の軽減等見直しと有効なICT機器等導入のための調査、提案に関する事。

◆公社設立30周年記念事業プロジェクト

- ・公社設立30周年記念事業に関する事
- ・「公社の在り方検討のための調査研究事業」に関する事

VI 事業内容

【事業構成】



【定款第 4 条に基づく事業概要】

1 会社独自で実施する事業

(1)自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 介護保険外訪問介護サービス(自主サービス「ほほえみサポート」) *一部休止

介護保険制度等公的サービスでは対応できないサービス(介護保険対象外の家事支援、病院内での見守り、介助等)を、会社の独自サービスとして実施してきたが、今後の派遣体制や事業内容の見直しを図るため、今年度は事業の一部を休止する。

乳児子育て世帯支援訪問支援事業の終了後の自主サービスについては当面の間、継続とし、ほほえみサポーターがこれにあたる。

介護保険等での通院介助の延長で行う病院内での見守り、介助支援を中心としたサービスについてはヘルプサービス係がこれにあたる。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス *事業休止

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」については、ここ数年の受講者の減少や、今後の開催方法の見直しが必要なため、今年度は事業を休止する。

(2)在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

今年度は会社設立 30 周年に向けて、「会社の在り方検討のための調査研究事業」を実施する。

(3)在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

情報誌「ぼっぼ」を年 2 回発行するとともに、ホームページや外部 SNS を活用したリアルタイムの広報、情報発信に努める。

また、地域団体等からの要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

地域団体や地元企業、地域住民の皆様とともに地域密着事業(「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」等)に取り組む。

(4)在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

2 介護保険法に基づき実施する事業

(5)居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画(ケアプラン)の作成にあたる。

また、ケアマネジャー一人当たりの1カ月の給付管理件数を40件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保し、一人当たり給付管理件数上限44件のマネジメントが実行できるための、環境整備を図る。

(6)訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努めるために、ヘルパーの健康増進や教育・研修の機会を通して未永く勤務いただけるよう取り組む。併せてICT活用等、業務効率化、能率化を図ることで、管理体制の業務省力化を目指す。

(7)通所介護(通常規模型・認知症対応型)、通所介護相当サービス・短時間型通所サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図ると共に、介護予防、心身機能の維持、向上、自立支援、社会参加に資するサービスを心掛ける。

公社のデイサービス提供の共通指針を設けつつ、各事業所における特色づくりを行い、多様なニーズに対応できるようにするとともに、各デイサービスが定員の充足率100%を目指して、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等に対して空き情報の周知を図り、積極的な営業活動につとめる。

*東宇治事業所デイサービスについては今年度より定員25名を28名と増員する。

3 障害者総合支援法に基づき実施する事業

(8)障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うと共に、障害種別、特性に応じた質の高いサービス提供ができるよう、サービス提供責任者、ヘルパーの教育・研修を行う。

② 移動支援事業

屋外での移動が困難な利用者に対して、利用者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に際し、その移動の支援を行う。

これらのニーズに対応できるよう、移動支援にあたる従事者の確保・養成について検討する。

③ 障害者相談支援事業

相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

また、相談支援専門員一人当たりの1ヵ月の継続サービス利用件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した利用者数を確保する。

4. 宇治市から委託を受けて実施する事業

(9)宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40歳以上の心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

ア 訪問指導事業

② 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知機能の活性化のための積極的なサポートを行う。

ア セルフパワリハ <広野地域福祉センター>

イ パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>

ウ スロートレーニング教室 <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター等>

エ あたまイキイキ教室 <うじ安心館・市内各所>

③ 短期集中予防サービス

(通所型) <西小倉地域福祉センター・東宇治地域福祉センター>

総合事業として、体力の改善に向けた支援やADL・IADLの改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限(原則3ヵ月程度)を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下(運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

(訪問型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援やADL・IADLの改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限(原則6ヵ月程度)を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の運動機能低下の状況に応じて、集中的な訪問による予防サービスを提供する。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の介護予防の場に専門職を派遣し、助言指導等を行う。

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

宇治市が実施する地域団体に向けて専門職を派遣する事業のうち、運動器向上にかかるプログラムに専門職を派遣する。

⑥ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として地域ケアネットワークづくりを目的に、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組み、担当する生活圏域の地域課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議を開催する。

⑦ 初期認知症総合相談支援事業

認知症コーディネーターを設置し、初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。

⑧ 認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業(宇治市認知症アクションアライアンスれもねいど)

「認知症の人にやさしいまち・うじ宣言」の実現を目指し、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon-Aid)”』の事務局を担う。

⑨ 脳活性化事業

認知症の正しい理解を広げ、自主的に介護予防に取り組んでいただくために、認知症についての情報提供や、体操、レクリエーション等を行う教室を包括圏域ごとに月2回実施する。

⑩ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターの管理運営を受託し、運営協議会や地域関係団体等との積極的な関わりを通じて高齢者福祉のみならず多様な地域ニーズに応えられる地域福祉拠点を目指した取り組みを行う。

⑪ 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割とする「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置して1層協議体業務(全市を対象)と2層協議体業務(中宇治圏域・西宇治圏域)に取り組む。

*令和8年度より西宇治地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置する。

⑫ 乳児子育て世帯訪問支援事業

訪問による家事支援事業を受託し、介護福祉士のホームヘルパーを派遣する。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

子どもの養育環境に課題のある家庭等(ヤングケアラーを含む)への家事・育児等の支援のためにホームヘルパーを派遣する。

⑭ 福祉人材研修事業(入札参加予定)

⑮ 入門的研修事業(入札参加予定)

Ⅶ 職員体制（産育休中職員除く） 2026年(令和8年)4月時点

役職名等		中宇治	西小倉	東宇治	広野	計
事務局長		1名				1名
事務局次長						0名
事業所長・主幹		局長兼務	1名	1名	1名	3名
企画監(総務係長兼務) *宇治市より派遣		1名				1名
事務職		3名	1名	1名	1名	6名
訪問介護 サービス提供責任者	正規職員			3名	3名	6名
	契約・バイト			2名	1名	3名
	合計			5名	4名	9名
居宅介護支援 主任介護支援専門員	正規職員	4名		2名	5名	11名
	契約・バイト	0名		1名	0名	1名
介護支援専門員	正規職員	1名		1名	1名	3名
	合計	5名		4名	6名	15名
デイ 看護職(機能訓練指導員)	正規職員	1名	0名	0名	0名	1名
デイ ケアワーカー (生活相談員兼務)	正規職員	2名	5名	4名	4名	15名
	契約		1名			1名
	合計	3名	6名	4名	4名	17名
介護予防サポートセンター PT・OT	正規職員	3名				3名
介護予防サポートセンター 看護師(保健師)	契約	1名				1名
	合計	4名				4名
障害者相談支援専門員	正規職員	2名				2名
地域包括 主任介護支援専門員	正規職員	0名	1名	1名		2名
	契約	1名	0名	0名		1名
地域包括 保健師・看護師	正規職員	1名	1名	1名		3名
地域包括 社会福祉士	正規職員	3名	3名	2名		8名
初期認知症コーディネーター	正規職員	2名	1名			3名
生活支援コーディネーター	正規職員		1名			1名
	合計	7名	7名	4名		18名
合計	正規職員	23名	14名	16名	15名	68名
	市派遣	1名				1名
	契約・バイト	2名	1名	3名	1名	7名
	合計	26名	15名	19名	16名	76名

*産休・育休職員 2名

Ⅷ 人材育成及び研修計画

1. 宇治市福祉サービス公社人材育成計画の目標・基本方針（第5期人材育成計画より）

【目標】

公社職員であることを誇りとし、自らの専門性・社会性を高め、公社の使命達成に貢献する人材の育成を目指す。

【求める職員像】

- ・公社の理念、倫理規則等の諸規則を理解し、行動できる職員
- ・チームワークを重視し、チームのために貢献し、行動できる職員
- ・コミュニケーション力があり、多様な価値観を持った人たちと協調できる職員
- ・向上心を持ち、自身の専門性や技術を高めていく意欲のある職員

2. 月別研修計画（介護保険法施行令で定められた研修内容含む）★は運営基準上必須の内容

月	テーマ	内容
4月	方針説明	●事業計画書・予算書、研修計画、委員会活動等の説明 ●倫理規則の確認
5月	リスクマネジメント ★感染対策委員会(第一回)	●昨年度一年間の事故、苦情の発生状況の総括 ●再発防止に向けた取り組み *緊急時対応(事故対応)マニュアルの見直し
6月	感染症対策①(研修)	●夏場に向け発生する感染症(O157、食中毒等)対策を中心とした研修 *各種感染症対応マニュアル及びBCPの確認
7月	ハラスメント研修	●職場内でのハラスメント防止に向けた取り組みと相談窓口の周知 *カスタマーハラスメント対応マニュアルの見直し
8月	非常災害対応研修(BCP) ★非常災害訓練の実施	*非常災害マニュアル及び事業継続計画の確認・見直し
9月	安全運転研修	●安全運転管理者による講義 ●最近の交通事故の発生状況とその特徴 ●交通安全啓発ビデオの視聴
10月	事業計画中間評価 ★自主点検の実施 ★感染症対策委員会(第二回)	※各係で目標の達成状況の確認と後期に向けた取り組み確認
11月	感染症対策②(訓練)	●冬場に向け発生する感染症(インフルエンザ、ノロウイルス等)対策 ●感染症対応力向上の訓練の実施 *各種感染症対応マニュアルの見直し
12月	認知症ケア	●認知症の正しい理解を深める研修 ●当事者から学ぶ ●認知症サポーター研修の実施(未受講者のみ) *認知症対応マニュアルの確認・見直し
1月	個人情報・プライバシー保護	●利用者の個人情報、プライバシーを守る研修 *個人情報保護規程に基づくマニュアル確認・見直し
2月	苦情対応・コミュニケーション研修 ★虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の開催	●公社で発生した苦情の詳細を掘り下げて分析し、再発防止に活用する ●コミュニケーションスキルの向上 ●意志決定支援のプロセスの確認 *苦情対応マニュアルの確認・見直し
3月	身体拘束、虐待防止研修	●高齢者、障害者の虐待防止に向けた研修 ●身体拘束を行った事例の情報共有(デイ、ヘルプ必須) *虐待対応マニュアルの確認・見直し

3. 職種別研修(外部研修受講含む)

- (1) ホームヘルプサービス事業従事者研修
- (2) デイサービス事業従事者研修
- (3) 地域包括支援センター従事者研修
- (4) 居宅介護支援事業従事者研修
- (5) 障害者総合支援法に基づく事業従事者研修
- (6) 介護予防事業従事者研修
- (7) 事務業務従事者研修

4. チーフ・係長・管理職研修(管理監督者研修)

5. その他

- (1) 介護支援専門員対策講座
- (2) 介護福祉士国家試験対策講座

IX 年間スケジュール

月	公社全体	理事会・評議員会	事業等
4月	・入社式 ・方針説明会	・中期経営戦略会議(三役会)	
5月	・第三者委員会	・中期経営戦略会議(三役会) ・理事会	
6月		・中期経営戦略会議(三役会) ・評議員会	
7月	・第1四半期まとめ	・中期経営戦略会議(三役会)	
8月		・中期経営戦略会議(三役会) ・役員研修会(理事会・評議員会合同開催)	
9月		・中期経営戦略会議(三役会)	
10月	・第2四半期まとめ ・上半期目標管理ヒアリング	・中期経営戦略会議(三役会)	・地域密着型事業
11月	・第三者委員会	・中期経営戦略会議(三役会) ・理事会	・地域密着型事業
12月		・中期経営戦略会議(三役会)	・地域密着型事業
1月	・第3四半期まとめ ・予算編成	・中期経営戦略会議(三役会) ・理事会	
2月		・中期経営戦略会議(三役会)	・健康長寿フェス2027
3月	・下半期目標管理ヒアリング ・事業計画・予算策定 ・設立30周年設立記念日 (3月25日)	・中期経営戦略会議(三役会) ・理事会 ・評議員会	・認知症フォーラム in 宇治

公社の経営理念

一般財団法人宇治市福祉サービス公社は、宇治市、社会福祉法人宇治市社会福祉協議会等との連携を図りつつ、市民の参加と協力を得て、高齢者及び心身障がい者児等が必要とする在宅保健・福祉サービスを提供し、もって市民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

とりわけ、加齢又は心身の障がいにより、要支援、要介護状態等にある利用者に対しては、個人の尊厳を重んじ、その尊厳に相応しい自立した生活を営むことができるよう支援するために、良質かつ適切なサービス提供に努める。



Towards the 30th anniversary

議案第 26 号「一般財団法人宇治市福祉サービス公社 2026 年度（令和 8 年度）収支予算書」について

一般財団法人宇治市福祉サービス公社 2026 年度（令和 8 年度）収支予算書を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日 提出・可決

一般財団法人宇治市福祉サービス公社
理事長 栢 木 利 和

2026年度

(令和8年度)

収支予算書

(損益収支予算書)

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

令和8年度 一般財団法人宇治市福祉サービス公社 収支予算書

2026年04月01日から

2027年03月31日まで

全事業

(単位:円)

勘定科目名	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	25,000	3,000	22,000
基本財産受取利息	25,000	3,000	22,000
受取会費	338,000	364,000	△ 26,000
協力会員受取会費	0	0	0
利用会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	338,000	364,000	△ 26,000
事業収益	858,890,000	862,564,000	△ 3,674,000
介護保険収益	410,005,000	417,892,000	△ 7,887,000
介護予防収益	112,148,000	103,692,000	8,456,000
介護保険外収益	86,615,000	91,964,000	△ 5,349,000
利用者負担金収益	64,828,000	63,131,000	1,697,000
福祉情報センター事業収益	0	1,104,000	△ 1,104,000
受託事業収益	185,294,000	184,781,000	513,000
受取補助金	14,280,000	6,611,000	7,669,000
地方公共団体補助金	14,280,000	6,611,000	7,669,000
受取利息配当金収益	226,000	1,000	225,000
受取寄付金	10,000	10,000	0
雑収益	3,960,000	3,661,000	299,000
経常収益計	877,729,000	873,214,000	4,515,000

(単位:円)

勘定科目名	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
(2)経常費用			
事業費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	247,677,000	245,860,000	1,817,000
アルバイト賃金	237,427,000	238,519,000	△ 1,092,000
職員賞与	66,209,000	71,483,000	△ 5,274,000
退職給付費用	4,606,000	4,390,000	216,000
法定福利費	74,331,000	73,970,000	361,000
福利厚生費	3,005,000	2,891,000	114,000
給食材料費	15,806,000	13,885,000	1,921,000
会議費	14,000	14,000	0
旅費交通費	641,000	809,000	△ 168,000
通信運搬費	7,200,000	7,154,000	46,000
消耗品費	8,150,000	8,240,000	△ 90,000
修繕費	3,389,000	3,376,000	13,000
印刷製本費	604,000	689,000	△ 85,000
燃料費	5,340,000	5,503,000	△ 163,000
光熱水費	26,069,000	22,509,000	3,560,000
支払助成金	0	0	0
賃借料	15,704,000	16,036,000	△ 332,000
保険料	4,264,000	5,023,000	△ 759,000
諸謝金	3,110,000	3,144,000	△ 34,000
租税公課	446,000	286,000	160,000
支払負担金	1,876,000	2,540,000	△ 664,000
委託費	35,131,000	32,753,000	2,378,000
備品費	2,124,000	1,901,000	223,000
手数料	387,000	481,000	△ 94,000
使用料	3,371,000	2,437,000	934,000
広告料	0	35,000	△ 35,000
雑費	0	0	0

(単位:円)

勘定科目名	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
管理費			
役員報酬	7,866,000	7,866,000	0
給料手当	14,796,000	14,652,000	144,000
アルバイト賃金	5,777,000	4,768,000	1,009,000
職員賞与	5,592,000	7,883,000	△ 2,291,000
退職給付費用	300,000	384,000	△ 84,000
法定福利費	4,505,000	4,883,000	△ 378,000
福利厚生費	2,615,000	2,265,000	350,000
委託人件費	5,500,000	5,500,000	0
会議費	226,000	242,000	△ 16,000
旅費交通費	278,000	98,000	180,000
通信運搬費	1,549,000	1,756,000	△ 207,000
消耗品費	1,424,000	1,024,000	400,000
修繕費	300,000	250,000	50,000
印刷製本費	1,089,000	489,000	600,000
燃料費	125,000	125,000	0
光熱水費	2,186,000	2,034,000	152,000
賃借料	2,662,000	2,509,000	153,000
保険料	519,000	373,000	146,000
諸謝金	5,047,000	4,727,000	320,000
租税公課	6,763,000	6,763,000	0
支払負担金	1,324,000	1,054,000	270,000
委託費	6,959,000	6,544,000	415,000
備品費	460,000	60,000	400,000
手数料	3,875,000	3,831,000	44,000
使用料	735,000	311,000	424,000
広告料	305,000	305,000	0
支払寄附金	0	0	0
雑費	18,000	18,000	0
支払利息	165,000	192,000	△ 27,000
貸倒引当金繰入	10,000	10,000	0
建物減価償却費	3,005,000	3,005,000	0
建物附属減価償却費	1,922,000	2,276,000	△ 354,000
什器備品減価償却費	180,000	233,000	△ 53,000
車両減価償却費	0	0	0
少額減価償却資産減価償却費	1,655,000	317,000	1,338,000
ソフトウェア減価償却費	580,000	398,000	182,000
リース資産減価償却費	6,927,000	2,090,000	4,837,000
経常費用計	864,120,000	853,163,000	10,957,000
当期経常増減額	13,609,000	20,051,000	△ 6,442,000

(単位:円)

勘定科目名	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	13,609,000	20,051,000	△ 6,442,000
法人税等	7,500,000	7,500,000	0
当期一般正味財産増減額	6,109,000	12,551,000	△ 6,442,000
一般正味財産期首残高	142,672,660	118,137,502	24,535,158
一般正味財産期末残高	148,781,660	130,688,502	18,093,158
II. 指定正味財産の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	148,781,660	130,688,502	18,093,158